

倉庫業者及び鉄道貨物利用運送事業者等のフォークリフト等の動力源における特例措置の延長 (軽油引取税)

国民生活や産業経済活動に直結した生活関連物資や産業物資を扱う倉庫業及び鉄道利用運送事業の円滑な運営及び物流の確保を図るため、これらの事業に使用するフォークリフト等の動力源に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除措置の適用期限を3年間延長する。

施策の背景

背景

- ①倉庫業及び鉄道利用運送事業は、サプライチェーンの中核や最適な物流サービスの提供者としての役割を担う。
- ②倉庫業(約9割)及び鉄道貨物利用運送事業(約8割)の大半は中小企業で、経営基盤が脆弱。
- ③鉄道輸送はトラックと比べてCO2排出量が1/10。さらに1運行あたりの輸送量も大きく、トラックドライバー不足への対応としても効果的。

目的

本特例措置によって、

- ① **物流コストの低減**を図ることにより円滑な物流が確保され、もって国民生活及び産業経済活動の安定化を図り、
- ② さらに鉄道利用運送については、円滑な鉄道貨物輸送の確保をもって **モーダルシフトの推進**を図る。



- 倉庫で使用される軽油フォークリフトは、電気フォークリフトでは取り扱うことができない重量物を取り扱う際に必要不可欠。
- それらの重量物の多くは、製造業で原材料として使用され、我が国の産業や国民生活に密接に関係。
- 燃料コストの増大が、我が国の産業や国民生活に与える影響は、極めて大きい。

軽油フォークリフトが倉庫で取り扱う貨物



我が国産業、国民生活を支える物資



要望の結果

特例措置の内容

【軽油引取税】倉庫業及び鉄道利用運送事業者等のフォークリフト等の動力源に供する軽油引取税について、課税免除

結果

・現行の措置を3年間(平成30年4月1日～平成33年3月31日)延長する。